

2. 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告等は、おおむね次のとおりである。

特に、津波警報等の情報が入手できない場合にも、覚知した震度に応じ避難勧告等を行う。

種 別	基 準
避 難 勧 告	1. 津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき 2. 強い地震（震度4以上）または長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難を要すると判断されるとき 3. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
避 難 指 示	1. 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2. 停電・通信途絶等により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

3. 避難勧告等の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。
 なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア. 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水及び高潮による避難の勧告、指示は、次の信号による。

警 鐘 信 号	サ	イ	レ	ン	信 号
乱 打	約1分	○	――	約5秒	約1分
				休 止	○

(イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ロ) 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。

(ハ) 広報車により伝達する。

(ニ) 町内会長による戸別訪問、マイク等により伝達する。

(ホ) 電話により伝達する。

イ. 町長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難が必要である状況

(イ) 危険区域

(ロ) 避難対象者

(ハ) 避難経路

(ニ) 指定避難所

(ホ) 移動方法

(ケ) 避難時の留意事項

(参考) 各町内会長等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

・戸締り、火気の始末を完全にすること。

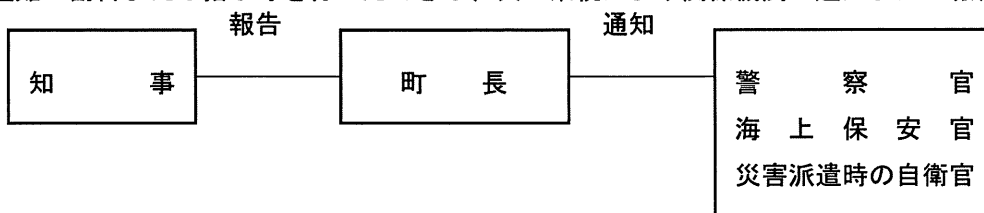
・携帯品は、必要な最小限のものにすること。

（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器含む）等）

・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア. 避難の勧告または指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知または報告する。



- (7) 町長が避難を勧告し、若しくは指示したときまたは他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。
また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。
この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。
- a 避難勧告等を発令した場合
 - 災害等の規模及び状況
 - 勧告・指示の別
 - 避難の勧告または指示をした日時
 - 勧告または指示をした地域
 - 対象世帯数及び対象人数
 - 指定避難所開設予定箇所数
 - b 避難勧告等を解除した場合
 - 避難の勧告または指示を解除した日時
- (イ) 警察官または海上保安官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。
(ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を野辺地警察署長に通知する。
(エ) 知事またはその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を野辺地警察署長に通知する。
- イ. 避難の勧告または指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。
ウ. 警戒区域の設定等を実施した警察官または海上保安官は、その旨を町長に通知する。

4. 避難方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

- (1) 原則的な避難形態
- ア. 避難の勧告または指示が発令された場合の避難の単位は、指定避難所ごとになるべく一定地域または町内会などの単位とする。
 - イ. 避難の勧告または指示が発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努める。
- (2) 避難誘導及び移送
- ア. 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。
 - イ. 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
 - ウ. 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、または避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。
 - エ. 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

5. 指定避難所の開設

町長は、避難勧告・指示等を決定したとき、または住民の自主避難を覚知したときは、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。

なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を収容した後も周辺状況に注意して安全性の確認を行う。避難者の収容に当たっては、収容対象者数、避難者の収容能力、収容期間等を考慮して収容を割り当てるとともに、指定避難所ごとの収容者の把握に努める。必要があればあらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

また高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等に福祉避難所を設置したり、または民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。

(1) 事前措置

- ア. 指定避難所に配置する職員については、あらかじめ町区域の各方面別に担当を定めておき、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。
- イ. 指定避難所配置職員の員数は、指定避難所1か所当たり最低3人とし、収容状況により増員するものとする。
- ウ. 指定避難所に配置する職員について、指定避難所配置職員のみで不足する場合には、総務課長に応援職員を要請するものとする。

(2) 避難所の開設手続

- ア. 町長は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、税務課長に開設命令を発する。税務課長は、

本部長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して指定避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。指定避難所の事前指定等については、第3章第8節1による。

イ. 町長（総務課長）は、指定避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。
また、指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

- (7) 開設した場合
 - 指定避難所を開設した日時
 - 場所（避難所名を含む）及び箇所数
 - 収容人数
 - 開設期間の見込み
- (4) 閉鎖した場合
 - 指定避難所を閉鎖した日時
 - 最大避難人数及びそれを記録した日時

(3) 指定避難所に収容する者

指定避難所に収容する対象者は次のとおりである。

- ア. 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ. 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ. 避難の勧告、指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 指定避難所における職員の任務

ア. 一般的事項

- (7) 指定避難所開設の掲示
- (4) 収容者の受付及び整理
- (5) 日誌の記入
- (イ) 食料品、物資等の受払及び記録
- (オ) 収容者名簿の作成

イ. 本部への報告事項

- (7) 指定避難所の開設（閉鎖）報告
- (4) 指定避難所状況報告
- (5) その他必要事項

ウ. 指定避難所の運営管理

(7) 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 指定避難所の責任者及び連絡員の指定

- a 指定避難所を開設したときは、次のとおり指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所の運営管理と収容者の保護に当たらせる。
- b 指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料品、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、女性の参画を推進する。
- c 指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点及び要配慮者への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。
また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- d 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。
- e 指定避難所の周辺で在宅・車中・テント泊等をしている被災者の情報の把握に努め、訪問による健康相談や心のケアに努める。
- f 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- g 指定避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- h 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。

6. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

(1) 避難実施責任者

- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

7. 警戒区域の設定

災害による生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、またはその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。
 - (7) 設定の理由
警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。
 - (イ) 設定の範囲
「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

8. 在港船舶等の避難

在港船舶及び沿岸で操業中の漁船は、津波警報等を受けたとき、または津波のおそれがあるときは、それぞれの船舶の大きさ、予想される津波の規模等に応じ、港外へ避難し、または船舶を岸壁に固定し、若しくは陸上へ引き上げ、乗員は陸上に避難するなど、人命を最優先した必要な措置をとる。

9. 孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、町防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

10. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

11. 応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県または市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 町は、自ら指定避難所の開設が困難な場合、県または市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、指定避難所の開設について応援を要請する。
- (3) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難または応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、他市町村に協議し、または他都道府県の市町村への収容については県に対して当該都道府県との協議を求めるとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

12. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第6節 津波災害応急対策

津波による被害の拡大を防止するため、応急活動体制の確立等の応急対策に万全を期する。

1. 実施責任者

津波災害時における応急措置は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2. 応急活動態勢

組織については、第2章第2節「横浜町災害対策本部」及び第3節「動員計画」によるほか、津波来襲に対する警戒態勢は次のとおりとする。

(1) 津波予報が発令される前で、災害発生のおそれがある段階

ア. 震度4以上の地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

(ア) 総務課員・横浜消防署員は、青森地方気象台からなんらかの通報が届くまで、少なくとも30分は海面の状態を監視する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

(イ) 津波注意報・警報の伝達は、テレビ、ラジオ放送による方が早い場合が多いので、地震発生後は、放送を聴取する。

(ウ) 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、同報無線、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

イ. 異常な水象を知ったときは、県、野辺地警察署及び関係機関に通報するとともに、上記アに準じた措置を行う。

(2) 津波予報が発令され、災害発生のおそれがある段階

ア. 総務課員・横浜消防署員は、直ちに海面監視を実施する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。





イ. 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、同報無線、広報車等により直ちに海岸から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

監視場所	監視人	備考
百目木漁港岸壁	総務課員・横浜消防署員	
横浜漁港岸壁	総務課員・横浜消防署員	
源氏ヶ浦漁港岸壁	総務課員・横浜消防署員	

3. 津波予報・地震情報等の伝達

津波予報・地震情報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に伝達する。

情報の種類、発表基準及び伝達方法等は第4章第1節「津波予報・地震情報等の収集及び伝達」によるほか、町における津波予報の周知方法は次のとおりとする。

区 分	打 鐘 標 識	サイレン 標 識	その他
津波注意報		10秒 — 2秒 — 10秒	広報車 防災行政無線(同報無線) 有線放送等
津波警報		5秒 — 6秒 — 5秒	広報車 防災行政無線(同報無線) 有線放送等
津波警報		3秒 — 2秒 — 3秒	広報車 防災行政無線(同報無線) 有線放送等
津波注意報 津波注意報解除 津波警報解除		10秒 — 3秒 — 1分	広報車 防災行政無線(同報無線) 有線放送等

4. 避難

(1) 沿岸住民に対する避難の勧告、指示については、第5節「避難」に定めるところによるが、特に次のような措置を講じ、住民の避難が円滑に行われるよう努める。

ア. 避難の勧告

津波の来襲に時間的余裕がある場合に勧告し、高齢者、乳幼児、妊産婦及び傷病者を優先的に避難させるとともに津波危険予想地域内の物件（自動車等）を移動させるほか、津波危険予想地域内への立ち入りを禁止するなどの措置を行う。

イ. 避難の指示

実施責任者は、避難の時機を失しないよう速やかに行う。この場合は、津波危険区域内の全住民を避難させる。

ウ. 避難の勧告、指示の伝達

避難勧告、指示を発したときは、広報車・防災行政無線（同報無線）・サイレン等により、迅速に地域住民に対し、周知徹底を図る。

津波による避難の勧告、指示は次による。

サイレン信号			警鐘信号
約 1 分 ○ ———	約 5 秒 休 止	約 1 分 ○ ———	乱 打

エ. 避難場所

避難場所については、次のとおりとする。

避難場所	対象区域	対象人員 (人)	最長所要 時間(分)	避難誘導 責任者	備 考
南地区老人憩の家	善知鳥・ちどり町・豊栄平	190	20	町内会長・消防団	
南部小学校	中吹越・吹越・幸町 百目木	780	20	町内会長・消防団	
トレーニングセンター	向平・緑町・三保野・1号 新丁・2号新丁・3号新丁	1,180	30	町内会長・消防団	
横浜中学校	新町・館町・旭町・大町・ 浜町・椎名木・塚名平	1,030	20	町内会長・消防団	
大豆田小学校	桧木・大豆田	650	20	町内会長・消防団	
鶏沢老人憩の家	鶏沢	370	20	町内会長・消防団	
有畑小学校	有畑・浜田	630	20	町内会長・消防団	

(2) 在港船舶等の避難

第4章第5節「避難」に定めるところによる。